

町内遺跡詳細分布調査

実施報告書

須玉町教育委員会

序

町内遺跡詳細分布調査は、平成元年度より三ヶ年を数え、漸く町全体の遺跡分布の状況が明らかになってまいりました。皆様方もすでに御存じのように、須玉町内から先頃県指定になりました顔面把手付深鉢を出土した津金御所前遺跡をはじめ多くの遺跡があり、開発に伴う発掘調査が毎年のように行われ、町の歴史を知る上で貴重な資料が発見されています。

未発見の遺跡も数多くあると考えられますが、ここに三年間の成果を報告し、埋蔵文化財の保護に関する基礎資料として関係各位にご活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、町内をくまなく歩いていただきました調査員他の皆さん、そして御指導、御協力いただきました関係各位ならびに土地所有者各位に深甚の謝意を表し、序といたします。

平成4年3月31日

須玉町教育委員会

教育長 清水 武 徳

例 言

1. 本書は須玉町教育委員会が主体となり、文化庁および山梨県より補助を受けて平成元年より平成3年迄の調査をもとにして作成したものである。
2. 分布調査にあたっては、より多くの遺跡の把握に努めたが必ずしも完全ではない。
3. 調査は現状において表採可能な畑地等を中心に行い、採集困難な水田、山林等は除外した。
4. 地図の番号と遺跡番号は同一である。
5. 本調査における記録、遺物は須玉町教育委員会が保管している。
6. 調査から報告書作成に至る過程で次の方々からご協力、助言を賜りました。記して篤く御礼申し上げます。(敬称略)
山梨県文化課、山梨県埋蔵文化財センター、新津健、坂本美夫、野沢宏昌。
7. 踏査及び整理参加者(敬称略、順不同)
深沢裕三、大柴宏之、河手寿子、中村富江、堀内としえ、松田かねよ。

目 次

I 各遺跡の概要	1
II 遺跡一覧表	7
III 遺跡分布図	13
IV 参 考 資 料	
1. 発掘調査手続き順序	23
2. 出土品処理の流れ	24
3. 関係法令	25

I 遺跡の概要

1. 津金地区

相ノ原地区と桑原地区、加えて大和地区を踏査した。

(1) 相ノ原 (1-6、9、10、14)

通常相ノ原台地は大和地区から南へ、万年橋から川手ぞいの坂を登りきった下相ノ原までの平坦な区域を総じて相ノ原と呼んでいる。踏査は下相ノ原から上相ノ原、そして相ノ原の順に行われた。林檎の木が林立する下、上相ノ原の畠では小石すら見当たらない。人手不足からか、荒れ放題に放置された畠、桑畠には足を踏み入れる余地もない。藤村式校舎が復活した旧津金小学校前から須玉川を渡り 141号線へ通ずる新道を境にして、セロン株式会社周辺から、縄文時代中期中葉の三叉文を施した深鉢片、中期後葉の渦巻文を施した深鉢口縁部片、後期の磨消縄文に沈線文を施した深鉢片の他に平安時代の土師質土器の細片、中世から現代までの陶磁器片が採取できた。昭和59年国場整備事業に伴う発掘調査で発見された原ノ前遺跡の西にあたる場所から縄文時代中期中葉のわらぢ虫文を施した土器片、口縁に二条の沈線が巡る中期後葉の深鉢片の他、平安時代土師器細片、陶磁器片等が発見された。桑原南遺跡に近い相ノ原東寄りでは後期初頭の土器片も発見されている。昭和47年に実施された踏査で上津金2870番地から縄文時代前、中、後期の土器片及び石器が無数に畠の中から発見されたと記録がある通り、地番2918他、大和地区寄りに中期、後期の土器片の採取密度は他に較べて濃い。

(2) 大和 (1-2、3)

諏訪神社を右に見て東京電力津金発電所へ通ずる道路の北側(神社から大和久保集落の一部)からは、磨耗の甚しい縄文土器片の他陶磁器片が採取され、川手より矢倉地区からは無文の縄文土器片、中期深鉢片、平安時代土師質土器片等を採取できた。

(3) 桑原 (1-4、5、7、8)

近年、県指定をうけたヒメバラモミが立つ諏訪神社から北東へ桑原の集落をぬけて二本の谷川に沿う斜面上の畠を踏査した。北側は字名で雀久保、南側は法小森をぬけ二本木平と呼ばれる野菜畠、林檎畠を調べた。二本木平から黒曜石の石畿1ヶ、平安時代の土師質土器の細片と陶磁器3片。法小森の集落から離れる程、畠は荒れ放題だった。雀久保も同様だが、縄文を地文にした深鉢の胴下部片と平安時代の土師質カメ片、坏の細片がみつかっている。

2. 若神子地区

(1) 若神子新町地区

2-29 恋道遺跡 若神子新町1221他

縄文時代無文の土器細片。

2-30 中原遺跡 若神子新町1152他

縄文時代中期以降の沈線文椀片、無文土器片、平安時代の土師器坏片。

2-31 肥道A遺跡 若神子新町5571他

縄文時代中期の深鉢片。

2-32 肥道B遺跡 若神子新町1428-1他

縄文時代中期末で隆帯による区画文と渦巻文を施した口縁部、ハの字沈線文の胴部片、平安時代の土師質土器細片。

2-33 肥道C遺跡 若神子新町5583-6他

土師質土器細片は平安時代。

2-34 玄関A遺跡 若神子新町1138他

細い沈線文による斜線文は縄文時代中期末、中型分銅型石斧。刷目痕をのこすカメ片と土師質土器坏片は平安時代。

2-35 玄関B遺跡 若神子新町1061他

平安時代の土師質土器片。

2-36 坂上遺跡 若神子新町 819他

区画文の中に二列の爪形文片は縄文時代中期中葉、ハの字文と沈線文の破片は中期末。平安時代の土師質土器で坏か皿の細片と刷目痕のカメ片。連弁文の青磁器片を含む陶磁器片。

2-37 坂上A遺跡 若神子新町 722-2他

縄文時代中期中葉の区画文の中に爪形文がある一片。平安時代の刷目文がある土師質土器と坏か皿の口縁片。

2-38 坂上B遺跡 若神子新町 733他

縄文時代中期以降の深鉢口縁部片。平安時代の刷目痕がある土師質土器片と坏か皿の細片。

2-39 中神遺跡 若神子新町 611他

地文が沈線文を施した深鉢片は縄文時代中期以降。

2-40 蛭ス遺跡 若神子新町 255他

沈線文を施した深鉢片は縄文時代中期以降。平安時代の土師質土器片。

2-41 大門遺跡 若神子新町 392他

縄文時代中期中葉の爪形文を施した隆帯がある片。

縄文時代中期後葉のハの字文片

縄文時代後期初頭の深鉢口縁片

平安時代の刷目痕があるカメ片と糸切り痕がある土師質土器の底部片。

陶磁器片と寛永通宝は中世か。

2-42 宮之下遺跡 若神子新町521

地文が縄文の渦巻文縁片とハの字文片は縄文時代中期後葉に比定され、平安時代の土師質土器片の他灰釉陶器や染付磁器は中世から近代まで多種。

(2) 境之沢地区

2-43 観音堂A遺跡 境之沢486

口縁文様帯に円文と刺突文を組合せた深鉢片や縦の条線文と櫛目状の斜線文片は曾利Ⅲ式、渦巻つなぎ渦文や綾杉状条線文とハの字文片は曾利Ⅳ～Ⅴに比定される。

2-44 観音堂B遺跡 境之沢472

刻目を施文した隆帯、沈線文の波状口縁、縄文を地文に粘付文のある土器片等、縄文時代中期から後期に亘る。磨石。

2-45 観音堂C遺跡 境之沢1475他

縄文時代の無文の土器片、平安時代の土師質土器片。

2-46 大六天A遺跡 境之沢 567他

縄文時代無文の土器片、平安時代の土師器坏片。

2-47 大六天B遺跡 境之沢614

縄文時代の厚手の無文の土器片。縦条線文と綾杉文の深鉢片は縄文時代中期後葉に比定される。中世と思われる陶磁器片など。

2-48 東久保遺跡 境之沢 465他

無文の土器片と中期末曾利期の縦条線文と綾杉文が施された破片。中世以降の陶磁器片。

(3) 若神子地区

2-19 御崎前遺跡 若神子 596他

磨耗が甚しいが縄文を地文にした土器片、平安時代土師質土器片、中世の天目と思われる細片や染付磁器片。

2-20 後田遺跡 若神子3084他

平安時代土師器片、中世の高台付底部片他染付磁器片。

2-21 大免A遺跡 覚林寺 845他

縄文時代の無文の土器片、平安時代土師器坏片、中世の陶磁器片。

2-22 大免B遺跡 覚林寺 811-2他

縄文時代厚手で赤味を帯びた土器片、平安時代土師器片。

2-23 ニツ木A遺跡 覚林寺1103他

平安時代土師質土器片、内黒土器底部、中世陶磁器片。

2-24 ニツ木B遺跡 覚林寺1172他

厚手で赤味を帯びた縄文時代の無文の土器片、平安時代の土師質土器片、須恵器小片、中世の陶磁器片。

2-25 ニツ木C遺跡 覚林寺1261他

平安時代のカメ口緑片、土師器底部片、中世の陶磁器片。

2-27 鯨A遺跡

縄文時代の厚手土器片、中世の陶磁器片。

2-28 鯨B遺跡

縄文時代の厚手土器片、平安時代土師器片、中世の陶磁器片等。

3. 穂足地区

3-1 一道下遺跡 大蔵 506他

縄文時代深鉢片（無文）、平安時代土師器片、緑や黄色の施釉磁器片は中世。

3-2 高砂遺跡 大蔵 816他

平安時代土師器杯の蓋片、土師質カメ片。天日茶碗底部片の他中世陶磁器片。

4. 多麻地区

塩川右岸に伸びる狭長な集落に付属する畑地から採集された遺物は、孫女に近い上原敷と、斑山南麓尖端の東傾斜地、大木田あたりから縄文時代中、後期の土器片が採取された。中、下屋敷からは中世以降の陶磁磁片が主で、平安時代の土師質土器小破片が若干採集できた。

5. 江草地区

塩川を挟んで左岸は、根古屋から瀬戸、大渡、岩ノ下を踏査し、右岸は増富～若神子線の県道沿い、孫女から馬場までの河岸段丘上の平坦地を探し乍ら踏査した。

(1) 日向遺跡 (5-13)

根古屋神社の反対にあって、県道に沿う狭く細長い傾斜面の畠が散在する。字日向8096あたりから放射状暗文を施した坏片、高台付土師器底部、高台のつかない土師器底、水カメ片、瀬戸茶碗片。主に平安時代。

(2) 町屋遺跡 (5-12)

見性寺付近を平と呼称しているが、見性寺東側の河岸低地域は平と町屋に小字は分かれ、踏

査では町屋から縄文土器片と、平安時代須恵器片各1片のほかは日用雑器片を採取した。

(3) 根古屋遺跡 (5-11)

平橋を渡った塩川左岸の島地から平安時代の土師器の坏片、土師質カメ片の他は縄鉢の破片や日常生活雑貨容器破片。

(4) 山之神遺跡 (5-15)

漆戸橋を渡り、つづら折れの坂を登りきった平坦な畠(地番 12875-2他)から縄文を地文にし2本の沈線が垂下する胴下部片、浅い櫛目文を施した深鉢片等、縄文時代中期後葉の上器片の他、平安時代土師質坏片、カメ片と陶磁器片を採取できた。

(5) 大渡遺跡 (5-9、18)

時代不明の無文厚手土器片と平安時代の土師質坏片を採取した。昭和47年の踏査では大渡遺跡に隣接する浜井場遺跡から縄文時代中期と後期の上器片が採取されている。

(6) 岩下1、2、3遺跡 (5-16、17)

旧岩下小学校と岩下集落の中間地と小安神社付近で字名居平と原から、無文の厚手土器口縁部片、へら仕上げ後に磨いている無文の深鉢片の他、平安時代の土師質土器片、羽釜のつば破片。

小安神社と岩下部落を眼下にする高台、田沢泉 18252番地付近の傾斜状台地から、無文の深鉢片と平安時代土師質土器数片と陶磁器片2片。

6. 比志・増富地区

(1) 芦沢遺跡 (6-5)

比志の城山の北側に伸びる沢筋にひらけた傾斜状島地から磨耗が甚しい縄文時代(時期不明)土器片がわずかの他は瀬戸茶碗片が採取された。

(2) 熊ノ堂遺跡 (6-6)

塩川右岸の河岸段丘上の島地からは無文の縄文土器片と、平安時代の土師質坏片の口の縁部細片のほか陶磁器片が採取された。

熊ノ堂に接する馬込遺跡は昭和47年に踏査が行われ、縄文時代中、後期に比定されている。

(3) 下ノ山遺跡 (6-13)

塩川ダム建設に伴い増富への県道が日向、日影から東小尾への旧道を拡幅、改修された。日向の集落の入口にあたる下ノ山から、時期不明ながら無文の縄文土器片の数片を拾集したが、摩耗甚しく文様を認められる破片はない。平安時代の遺物は発見できず、殆ど近代の摺鉢片や日用雑貨容器片である。

(4) 川土遺跡 (6-11)

釜瀬川(塩川)の中橋を渡って御門の集落を見下す河岸段丘上の平坦地で、昭和47年の踏査が行われた上の平遺跡と重複する。字は川土(戸)の2946-1他である。47年には縄文時代前、中、後期の遺物を拾集と記録されている。今回は中、後期の土器片と折損した石棒、擲石、磨石など石器多数を拾集した。塩川筋で最も密度の濃い区域であった。

(5) 浜井場遺跡 (6-14)

日影から本谷川を渡って東小尾の集落に入った正面にあたる浜井場から時期不明の縄文土器数片のほかは陶磁器片である。

昭和47年の踏査では隣接の大柴から縄文前中期の土器片、石鏡等の記録がある。

参 考 資 料

- | | | |
|------|----------------------------|-----------------|
| 1986 | 山梨県の中世城館跡
一分布調査報告書 | 山梨県教育委員会 |
| 1987 | 御蔵地遺跡
塩川ダム建設に伴う発掘調査報告書一 | 山梨県教育委員会・山梨県土木部 |
| 1987 | ハケ岳東南麓他遺跡分布調査報告書 | 山梨県教育委員会 |
| 1990 | 山梨県生産遺跡分布調査報告書 | 山梨県教育委員会 |

II 遺跡の一覧表

平成4年3月調査結果記録

1. 津金地区

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
1-1	源太ヶ城	遺構確認	上津金字矢倉2449他	中世	
2	大和久保	散布地	" 2365-1他	縄文	
3	矢倉	"	" 2365他	縄文(中期)、平安	
4	二本木平	"	" 143-2 他	"、平安	
5	雀久保	"	" 993-1 他	"	
6	相ノ原	"	" 2918他	縄文(中・後)、平安	47.1. 2870番地
7	桑原	遺構確認	" 693 他	" (後期)	昭和57年
8	桑原南	"	" 641 他	"、平安	" 58年
9	原ノ前	"	" 3067他	縄文(早・前・中・後) 平安	" 59年
10	津金御所前二次	"	下津金3022他	"	" 56~57年
11	古宮屋敷	"	上津金2960-1他	中世	
12	御屋敷	"	下津金1208-1他	縄文(前期)、平安、中世	昭和60年
13	御屋敷西	"	" 1146-1他	"	" 61年
14	西原	散布地	上津金原ノ前	縄文	" 47年

2. 若神子地区

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
2-1	川又	遺構確認	穴平3016他	縄文(後期)、弥生、平安	昭和59年
2	川又南	"	" 2941他	" (中・後)、平安、中世	" 60年
3	西川一次・二次	"	" 2567他	"	47.1.5260 前中後 昭和61~62年
4	夏目原	"	" 1837他	"	" 63年
5	柳坪	"	" 1531他	平安	平成2年
6	蟹坂	"	" 1209他	"	"
7	飯米	"	" 1156他	縄文(中期)、平安、中世	平成3年
8	宮田	試掘	" 710他	縄文、平安	" 3~4年
9	笠張	"	" 428他	" (後期)、平安、中世	"
10	久保田	"	" 351他	"、平安、中世	"
11	前田	"	" 136他	" (中・後)、平安	"
12	人小久保	遺構確認	若神子4495-34 他	平安	昭和58年
13	十騎屋敷	"	" 字小手指	中世	

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
2	若神子城北城	遺構確認	若神子字小手指2352他	中世	
15	若神子城古城	"	" 字古城3290他	"	
16	若神子城南城	"	" 字西林3943他	"	
17	大豆生田砦	"	大豆生田字多屋前 261他	"	
18	大豆生田	"	大豆生田字大免	平安	昭和49年
19	御崎前	散布地	若神子 596他	縄文、平安、中世	
20	後田	"	" 3084他	平安、中世	
21	大免 A	"	覚林寺 845他	縄文、平安、中世	47.1. 653番地
22	大免 B	"	" 811-2他	"	
23	ニッ木 A	"	" 1103他	中世	
24	ニッ木 B	"	" 1172他	平安、中世	
25	ニッ木 C	"	" 1261他	"	
26	湯沢古墳	遺構確認	若神子字小林3249	古墳	
27	鯨 A	散布地	若神子4221-83	縄文、中世	
28	鯨 B	"	" 4221-37	"、平安、中世	
29	恋道	"	若神子新町1221他	縄文	
30	中原	"	" 1152他	縄文(中期)、平安	
31	肥道 A	"	" 5571他	縄文(中期)	47.1. 5600-23 (前・中・後)
32	肥道 B	"	" 1428-1他	"、平安	
33	肥道 C	"	" 5583-6他	平安	
34	玄関 A	"	" 1138他	縄文(中期)、平安	47.1. 1140番地 (前・中・後)
35	玄関 B	"	" 1061他	平安	
36	坂上	"	" 819他	縄文(中期)、平安、中世	
37	坂上 A	"	" 722-2他	縄文(中期)、平安	
38	坂上 B	"	" 733他	"	
39	中神	"	" 611他	縄文	47.1. 816番地 (前・中・後)
40	蛭ス	"	" 255他	縄文(中期)、平安	
41	大門	"	" 392他	縄文、平安、中世	
42	宮之下	"	" 521他	"	
43	観音堂 A	"	境之沢 486他	縄文(中期末)	47.1.(前・中・後)
44	観音堂 B	"	" 472他	縄文	
45	観音堂 C	"	" 1475他	縄文、平安	
46	大六天 A	"	" 567他	"	
47	大六天 B	"	" 614他	縄文(中期末)、中世	
48	東久保	"	" 465他	"、平安、中世	

3. 穂足地区

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
3-1	一道下	散布地	大蔵506他	縄文、平安、中世	
2	高砂	"	" 816他	平安	
3	真田關城守宅跡	遺構確認		中世	
4	塚田	"	大蔵1728他	縄文(後期)、中世	昭和58年

4. 多麻(東向、小倉)

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
4-1	中尾城	遺構確認	小倉1008他	平安、中世	昭和58年
2	小倉焼窯跡	"	" 2738他	明治~大正	" 63年
3	上町	散布地	" 1530他	平安	
4	大木田	"	東向	縄文(中・後)、中世	
5	下屋敷	"	"	平安、中世	
6	中屋敷	"	"	中世	
7	上屋敷	"	"	縄文、平安、中世	
8	西久保	"	西久保2259	縄文	

5. 江草地区

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
5-1	向原	散布地	江草1006他	縄文、中世	(仁田平)
2	家之前	"	" 691他	"、平安	"
3	下平	遺構確認	" 499-2他	縄文(中期末)、平安	47.1.(前・中)515 平成2年
4	荒地原A	散布地	" 2063他	縄文、平安	(仁田平)
5	荒地原B	"	" 2027他	"、中世	"
6	上ノ原	遺構確認	" 1731他	縄文(中・後)、弥生、平安	47.1.(後)1787 平成3~4年
7	儀生	散布地	" 4171他	縄文、中世	
8	斑山金山	遺構確認	" 8480他	中世	(孫女)
9	大渡波	散布地	" 15723他	縄文、平安	(大渡)
10	大渡烽火台	遺構確認	" 16042他	中世	"
11	根古屋	散布地	" 5226他	平安	(根古屋)
12	町屋	"	" 7331他	縄文、平安	

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
5-13	日向	散布地	江草8096他	平安、中世	(高組)
14	獅子吼城	遺構確認	" 5340他	中世	(城山)
15	山之神	散布地	" 12875-2 他	縄文(中期)、平安	(漆戸)
16	岩下1、2	"	" 14921-1 他	縄文、平安	(居平)
17	岩下3	"	" 18252 他	"	(田沢泉)
18	浜井場	"	" 16258 他	縄文(中・後)	(大渡)
19	押出	"	" 11349 他	47.1. 中期	(漆戸)
20	後藤田	"	" 11270 他	"	
21	宮代	"		縄文、平安	

6. 比志、増富地区

番号	遺跡名	種別	所在地	時代	備考
6-1	馬込	散布地	比志1973他	縄文	(馬込)
2	四辻	"	" 4243他	47.1. 縄文	(榎山)
3	焼牧	"	" 4385他	47.1. "	"
4	御蔵地	遺構確認	" 3038-2	縄文(中期末)	(坂下)
5	芦沢	散布地	" 2560他	縄文	
6	熊ノ堂	"	" 1724-1他	縄文、平安	
7	城山	"	" 2295	中世	(向田)
8	塩川	遺構確認	小尾166他	縄文、古墳、平安、中世、近世	(塩川) 63年
9	前ノ山	"	比志3732他	中世	(塩川)
10	神戸の峰山台	"	増富中学校付近	"	
11	川土	散布地	小尾字川上(戸) 2946-1他	47.1. 4523番地上ノ平 縄文(11・後)	(御門)
12	和田、烽火台	"	小尾7045他	中世	(和田向)
13	下ノ山	散布地	" 6498他	縄文	(口向)
14	浜井場	"	" 5779他	47.1. 縄文(前・中)	(東小尾)
15	増富金山	"	金山林道金山平付近	中世	
16	千石	散布地		前・中	
17	村ノ内	"	小尾7486他	"	(和田)

遺跡分布図



今回の分布調査は畑等の遺物が確認しやすい場所を対象としました。このほかに、水田、林野、裸地等にも遺跡の存在が予想されます。尚、線で囲った遺跡の範囲は、あくまで目安であり、その周辺に広がる可能性があります。開発の際は必ず教育委員会まで照会して下さい。

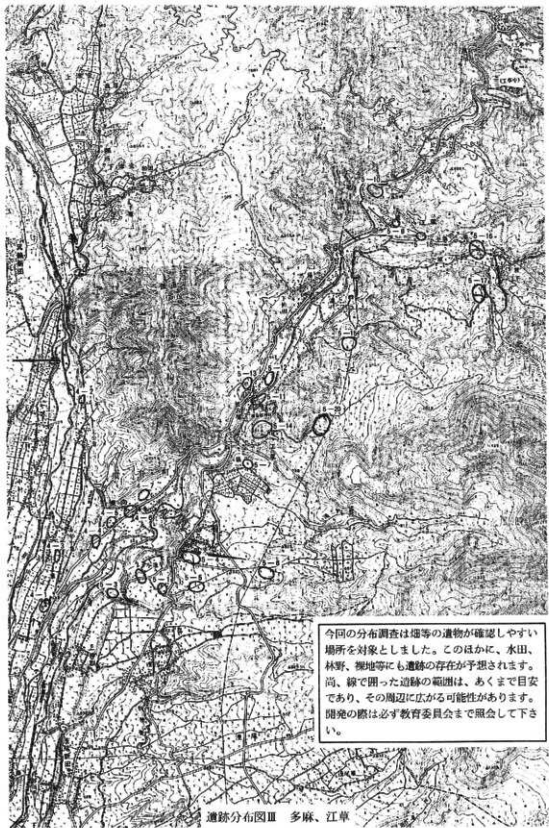


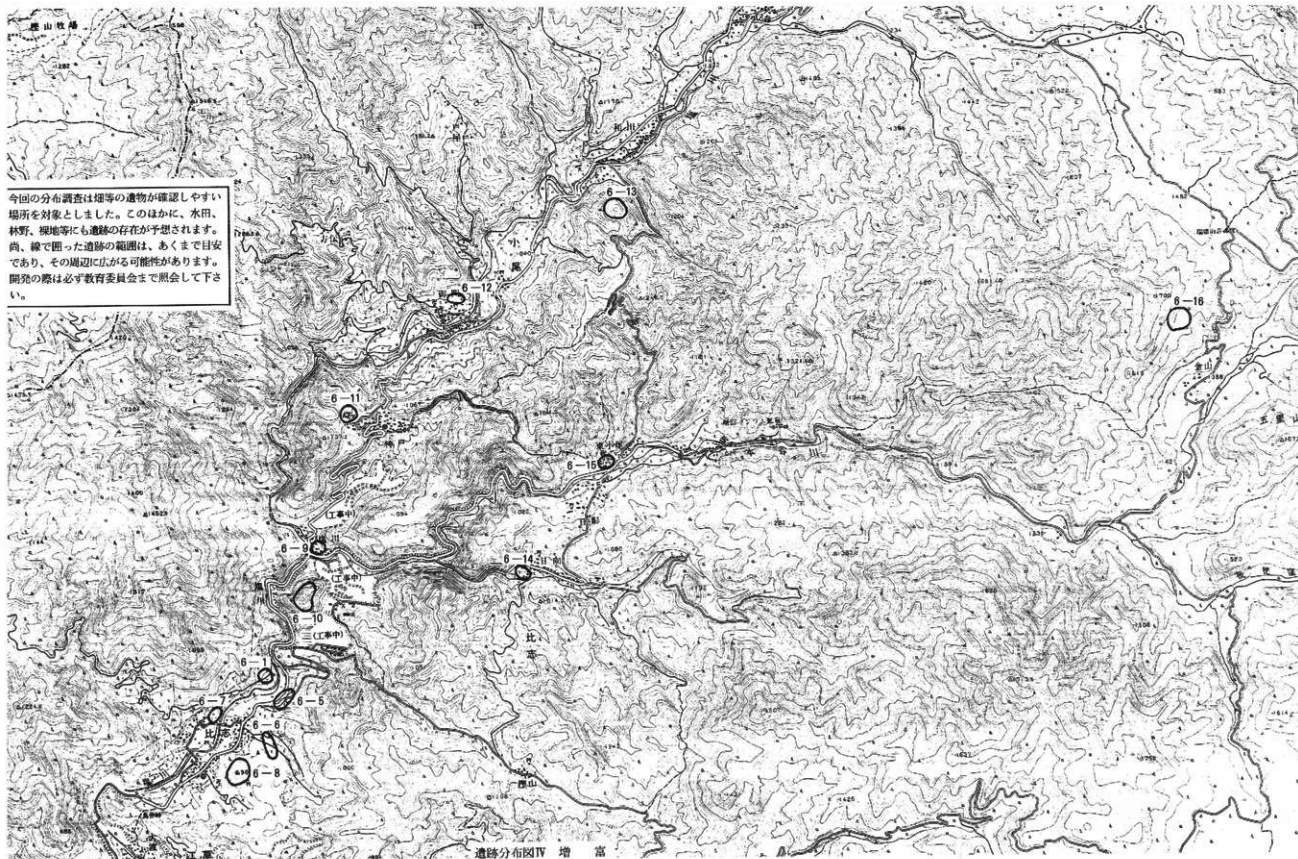
遺跡分布図I 津金、若神子(六平地区)



今回の分布調査は相等の遺物が確認しやすい場所を対象としました。このほかに、水田、林野、畑地等にも遺跡の存在が予想されます。尚、線で囲った遺跡の範囲は、あくまで目安であり、その周辺に広がる可能性があります。開発の際は必ず教育委員会まで照会して下さい。

遺跡分布図Ⅱ 若神子、穂足





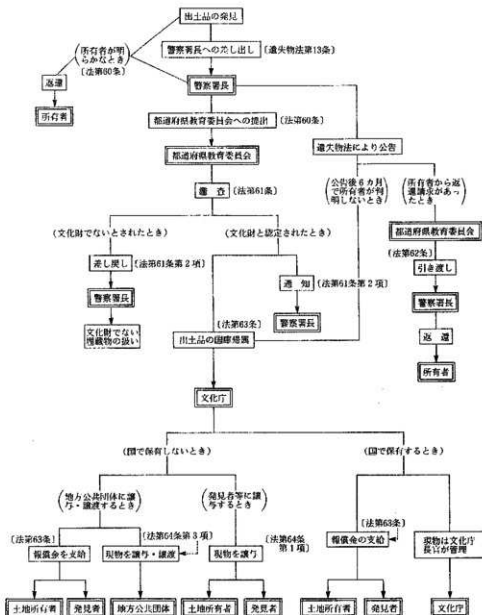
参 考 资 料

1, 発掘調査手続き順序

1	照 会	①埋蔵文化財の有無及び取り扱いについて（事業者→市町村教委→県教委） ②計画概要及び計画図添付のこと
2	現 地 調 査	①遺跡台帳との照合 ②現地調査（事業者・市町村教委・県教委立ち会い） ③確認調査を実施する場合あり（新たな遺跡発見の場合→法第57条の5、6による届出、通知）
3	回 答	県教委→市町村教委→事業者
4	協 議	全体計画聴取・調整（現状保存・設計変更・記録保存）
5	土木工事等届出・文化庁より指示	文化財保護法第57条の2（民間事業） 届出 事業者→市町村教委→県教委→文化庁長官 指示 文化庁長官→県教委→市町村教委→事業者
	土木工事等通知・文化庁より指示	文化財保護法第57条の3（公共団体事業） 通知 事業者→市町村教委→県教委→文化庁長官 指示 文化庁長官→県教委→市町村教委→事業者
6	発掘打ち合わせ	①調査組織 ②期間 ③方法 ④経費 ⑤その他
7	発掘届出・文化庁より指示	文化財保護法第57条（調査団等が調査主体） 届出 調査団→市町村教委→県教委→文化庁長官 指示 文化庁長官→県教委→市町村教委→調査団
	発掘通知・文化庁より受理通知	文化財保護法第98条の2（公共団体が調査主体） 通知 市町村教委→県教委→文化庁長官 通知 文化庁長官→県教委（→市町村教委）
8	発 掘 調 査	①現地立ち会い・中間指導（県教委・文化庁） ②現地見学会・説明会及び報告会等の開催 ③発掘調査終了確認（事業者・調査団・市町村教委・県教委）
9	現場引き渡し	調査主体→事業者
10	事 後 処 理	①埋蔵物発見届等の届出（調査終了7日以内に所轄の警察署へ）→遺失物法第13条 ②埋蔵文化財保管証の届出（上記発見届と同時に県教委へ）→昭和26.9.25 文化財保護委員会通達 ③法第57条による発掘調査は、調査終了後6ヶ月以内に調査概報を文化庁長官に提出しなければならない。（調査団→市町村教委→県教委→文化庁長官）
11	整 理 及 び 報 告 書 作 成	出土遺物・図面・写真の整理と學術報告書の作成→国・公共団体及び學術施設へ送付
12	そ の 他	資料の保管・展示・指定

2, 出土品処理の流れ

文化庁長官および都道府県教育委員会以外の者が発見者である場合の処理の流れである。



法一文化財保護法

3, 関係法令

第4章 埋蔵文化財

章名…追加〔昭和29年5月法律131号〕

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第57条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

一項…全部改正・二項…一部改正〔昭和29年5月法律131号〕、一・二項…一部改正〔昭和43年6月法律99号・50年7月49号〕

註 一項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則1条・3条

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、且つ、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し必要な事項を指示することができる。

本条…追加〔昭和29年5月法律131号〕、二項…一部改正〔昭和43年6月法律99号〕、見出し…追加・一項…一部改正〔昭和50年7月法律49号〕

註 一項で準用する57条一項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則2条・3条

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しく

は地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第57条の6〔国の機関等の遺跡の発見に関する特例〕において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護に必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和23年法律第73号)第4条第二項〔国有財産の所管換えの意義〕に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

註 一項の「政令」=文化財保護法施行令1条(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第57条の5 土地の所有者又は占有者が出土品の山上等により且つ、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第一項

- 〔調査のための発掘に関する届出〕の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して1箇月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6箇月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとす。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第二項から第四項〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被告〕までの規定を準用する。
- 本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

- 注 一項の「文部省令」…埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則5条（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）
- 第57条の6 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第一項〔調査のための発掘に関する届出〕又は第98条の2第一項〔調査のための発掘の施行〕の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前四項の場合には、第57条の3第五項〔発掘に関する通知・協議又は勧告〕の規定を準用する。
- 本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕
（文化庁長官による発掘の施行）
- 第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第39条〔文化庁長官による国庫の修理等の施行の責任者・管理等の拒否等の禁止〕（同条第三項において準用する第32条の2第五項〔管理又は管理のため必要な措置を拒み、妨げ又は怠滞することの禁止〕の規定を含む。）及び第41条〔国の損失補償及び増額請求の訴え〕の規定を準用する。

一項…全部改正（昭和29年5月法律131号）、
見出・一・二項…一部改正（昭和43年6月法律
99号）、一項…全部改正・二・三項…一部改正
（昭和50年7月法律49号）

第59条 前条第一項の規定による発掘により文化財
を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化
財の所有者が判明しているときはこれを所有者
に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法
（明治32年法律第87号）第13条（埋蔵物）で準用
する同法第1条第一項（遺失物拾得者の処置）の
規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知する
ことをもつて足りる。

2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ち
に当該文化財につき遺失物法第13条で準用する同
法第1条第二項（遺失物についての警察官署の処
置）の規定による公告をしなければならない。

一項…一部改正（昭和29年5月法律131号・43
年6月99号）

（提出）

第60条 遺失物法第13条（埋蔵物）で準用する同法
第1条第一項（遺失物拾得者の処置）の規定によ
り、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認
められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を
文化庁長官に提出しなければならない。但し、所
有者の判明している場合は、この限りでない。

本条…一部改正（昭和43年6月法律99号）

（鑑定）

第61条 前条の規定により物件が提出されたときは、
文化庁長官は、当該物件が文化財であるかどうか
を鑑定しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の鑑査の結果当該物件を文
化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、
文化財でないとき、当該物件を警察署
長に差し戻さなければならない。

一・二項…一部改正（昭和43年6月法律99号）

（引渡）

第62条 第59条第一項（発掘による文化財の発見の
場合の文化庁長官の処置）又は前条第二項に規定
する文化財の所有者から、警察署長に対し、その
文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官
は、当該警察署長にこれを引き渡さなければなら
ない。

本条…一部改正（昭和43年6月法律99号）

（国庫帰属及び報償金）

第63条 第59条第一項（発掘による文化財の発見の

場合の文化庁長官の処置）又は第61条第二項（埋
蔵物として提出された文化財の処置）に規定する
文化財でその所有者が判明しないものの所有権は、
国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長
官は、当該文化財の発見者及びその発見された土
地の所有者にその旨を通知し、且つ、その価格に
相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なる
ときは、前項の報償金は折半して支給する。

3 前二項の場合には、第41条第三項から第四項ま
で（損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・
訴えにおける国の被告）の規定を準用する。

三項…一部改正（昭和37年5月法律140号）、

一項…一部改正（昭和43年6月法律99号）

（譲与等）

第64条 政府は、前条第一項の規定により国庫に帰
属した文化財の保存のため又はその効用から見て
国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化
財の発見者又はその発見された土地の所有者に、
その者が前条の規定により受けるべき報償金の額
に相当するもの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に
相当する金額は、前条に規定する報償金の額から
控除するものとする。

3 政府は、前条第一項の規定により国庫に帰属し
た文化財の保存のため又はその効用から見て国が
保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の
発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、
その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価
よりも低い対価で譲渡することができる。

一・三項…一部改正（昭和29年5月法律131号）

（遺失物法の適用）

第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の
定めのある場合の外、遺失物法第13条（埋蔵物）の
規定の適用があるものとする。

註 「この法律に特別の定め」—本法57条—64条
第66条から**第68条**まで 削除（昭和29年5月法律
131号）

第三節 地方公共団体及び教育委員会

節名…追加（昭和29年5月法律131号）

（地方公共団体の事務）

第98条 地方公共団体は、文化財の管理、修繕、復
旧、公開その他その保存及び活用に要する経費に

つき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

本条…全部改正〔昭和29年5月法律131号〕、
三項…削除・旧四項…一部改正し二項に繰上
〔昭和31年6月法律163号〕、三項…一部改正
〔昭和43年6月法律99号〕、二項…一部改正
〔昭和50年7月法律49号〕

註 三項の「文部省令」=文化財保護のための
条例の制定等の場合の報告に関する規則

- 第98条の2 地方公共団体は、文化庁長官が第58条
第一項〔文化庁長官による埋蔵文化財の発掘の施
行〕の規定により発掘を施行するものを除き、埋
蔵文化財について調査する必要があると認めると
きは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の
発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合
において、その発掘を施行しようとする土地が国
の所有に属し、又は国の機関の占有するものであ
るときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目
的、方法、着手の時期その他必要と認める事項に
つき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議
しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者
に対し協力を求めることができる。
 - 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の
発掘に関し必要な指導及び助言をすることが可
る。
 - 5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要
する経費の一部を補助することができる。

本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

- 第98条の3 都道府県の教育委員会が前条第一項の
規定による発掘により文化財を発見した場合には、
第59条〔発掘による文化財の発見の場合の文化庁
長官の処置〕及び第62条〔引渡〕の規定を準用す
る。この場合において、第62条中「第59条第一項

又は前条第二項」とあるのは、「第98条の3第一
項において準用する第59条第一項」と読み替える
ものとする。

- 2 前項の場合に係る第63条〔国庫帰属及び報償金〕
の規定の適用については、同条第一項中「第59条
第一項又は第61条第二項」とあるのは、「第98条
の3第一項において準用する第59条第一項」とす
る。

本条…追加〔昭和50年7月法律49号〕

平成4年3月25日印刷

平成4年3月31日発行

町内遺跡詳細分布調査

実施報告書

発行所 須玉町教育委員会

印刷所 岐阜印刷株式会社

